

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について 本文+Q&A (抜粋)
令和2年5月26日 厚生労働省

抜粋版作成 2021年1月6日 日本総合健診医学会 理事長 福武 勝幸

第3 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更。新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる」こととされているところ、仮に今後、再度、緊急事態宣言が行われた場合には、当該緊急事態宣言の対象地域における各種健診等の実施に当たっては、以下のとおりとすること。

1 健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等（以下1において「各種健診・保健指導等」という。）の実施について

各種健診・保健指導等の実施については以下のとおりとすること。

ア緊急事態宣言の対象地域における各種健診・保健指導等であって、

①集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること。

②個別で実施するものについては、各自治体において、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

イ延期等により、各種健診・保健指導等を受診できない者には、別に各種健診・保健指導等を受ける機会を設けること。

2 特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業の実施について

(1)特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下(1)において「特定健康診査等」という。）の実施については以下のとおりとすること。

ア緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等であって、

①集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること。ただし、対象者の疾病の発見の遅れや症状の悪化につながる可能性があること等を踏まえ、特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合には、第2に特に留意の上、緊急事態宣言の期間において特定健康診査等を実施しても差し支えないこと。

②個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

イ地域における特定健康診査等の実施方針については、保険者協議会の仕組み等を適宜活用して、保険者及び医療機関等との合意の上で決定すること。その際、特定健康診査等の実施が地域の医療機関等の負担とならないよう十分に留意すること。

ウ保険者は、特定健康診査等の実施方針について、加入者に対し周知を行うこと。また、特に集合契約を結んでいる代表保険者においては、保険者協議会の仕組み等を活用して、契約の相手方である医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、特定健康診査等の実施方針を適切に周知すること。

エ延期等により、特定健康診査等を受診できない者には、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること。

オ昨年度の特定健康診査の結果が受診勧奨域であった者等については糖尿病等の重症化の危険性が高いため、受診勧奨に努める等重症化予防のための適切な措置を行うこと。

(2)保険者が行うその他の保健事業（以下(2)において単に「保健事業」という。）の実施については以下のとおりとすること。

ア緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする保健事業及び緊急事態宣言の対象地域に所在する医療機関等で実施する保健事業であって、

①集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、実施を延期すること。

②個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

なお、外出自粛により、生活が不活発になる等の健康影響が危惧されることから、感染防止に十分留意した上で、加入者に対して情報提供を行うなど各保険者等の柔軟な取組により、加入者の健康維持のための適切な支援を進めていただきたいこと。

3 母子保健法に基づく健康診査等の実施について

(1)緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする母子保健法第 12 条第 1 項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、以下のとおりとすること。

ア緊急事態宣言の期間において、原則として集団での実施を延期すること。

イただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。

ウなお、延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別に健康診査を受ける機会を設けること。

(2)緊急事態宣言の対象地域に居住する住民を対象とする母子保健法第 12 条第 1 項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等であって、集団で実施するものについては、第 3 の 3 の(1)に準じた取扱いとすること。

(3)個別で実施する健康診査、保健指導等については、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

(4)母子保健法に基づく訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等の実施にあたっては、第 2 を参照すること。

4 安衛法等に基づく健康診断の実施について

安衛法等に基づく健康診断の実施については、第 1 の 4 と同様の取扱いとすること。

5 各自治体の実施する歯科健康診査・歯科保健指導の実施について

各自治体の実施する歯科健康診査・歯科保健指導の実施については、第 3 の 1 のアに準じた取扱いとすること。

6 各種健診等を実施する場合には、第 2 を参照の上、適切な感染拡大防止策等を講じた上で実施すること。

(参考)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」(令和 2 年 5 月 26 日付厚生労働省医政局歯科保健課長、健康局健康課長・がん・疾病対策課長、労働基準局安全衛生部労働衛生課長、子ども家庭局家庭福祉課長・母子保健課長、保険局保険課長・国民健康保険課長・高齢者医療課長・医療介護連携政策課長連名通知)に関する Q & A【健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等及び各自治体の実施する歯科健康診査・歯科保健指導関係】

4-1 「集団で実施するもの」と「個別で実施するもの」とあるが、それぞれの基準はあるのか。

(答)

緊急事態宣言の対象地域において集団で実施するものについては、少なくとも緊急事態宣言の期間において、原則として実施を控えていただくよう要請していますが、これはいわゆる「三つの密」(※)のある場では感染拡大のリスクが高まることから、そのような場所での各種健診・保健指導等の実施を原則として控えていただくよう要請するものです。したがって、「集団」か「個別」については、「三つの密」が生じうる環境かどうかという観点で判断をいただくようお願いします。

※①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)

②密集場所(多くの人々が密集している)

③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

という 3 つの条件 (新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 2 年 5 月 25 日変更))

4-2 「集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること」とあるが、
どういうことか。

(答)

緊急事態宣言の期間内においては、緊急事態宣言の対象地域において集団で実施する各種健診・保健指導等については原則として実施を延期していただきたい旨要請するものです。

また、「原則として」としているのは、必ずしも集団で実施する各種健診・保健指導等につき全て延期を求めるものではなく、地域ごとの感染の状況を踏まえた上でご判断いただきたいという趣旨です。

4-3 「個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断」とあるが、どういうことか。

(答)

個別で実施するものについては、「三つの密」の条件がない場において行われるものが前提ですので、各種健診・保健指導等を実施していただくことも可能ですが、その実施の可否については、感染拡大防止の観点を踏まえ検討し、各自治体において、実施機関等と相談しながら判断をしていただきたいという趣旨です。

以上